

マイカー共済 ご契約のてびき

自動車総合補償共済

このご契約のてびき（**契約概要**・**注意喚起情報**）は、ご契約に際して特に確認いただきたい事項を記載したものです。

ご契約の前に必ずお読みのうえ、お申し込みください。

なお、この「ご契約のてびき」は契約に関するすべてを記載したものではありません。

詳細については、加入後に共済契約証書とともにお送りする「ご契約のしおり・契約規定」に記載していますので、必ずご確認ください。

各項目に記載しています

契約概要

共済商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください

契約者（契約できる方）について

契約者とは、交運共済と共済契約を結び、契約上の権利・義務を持つ方です。契約者となるためには、当生協の組合員になっていただくことが必要です。組合員になるためには出資金が必要です（すでに交運共済の他の共済に加入している場合は新たな出資金は不要です）。

用語の説明

主な用語の説明は次のとおりです。
その他の用語については「ご契約のしおり・契約規定」をご確認ください。

用語	定義
危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
契約者	共済契約の申し込みをされる方で、掛金の支払義務を負う方をいいます。
自動車 主たる被共済者	原動機付自転車を含みます。 被共済自動車の所有者で、かつ、下記①から④に定める方のうち共済契約証書に記載された1名をいいます。 ①契約者 ②契約者の配偶者 ③契約者の同居の親族 ④契約者の配偶者の同居の親族
自己負担額	支払共済金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。自己負担額は被共済者の自己負担となります。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

用語	定義
同居	同一家屋に居住（建物の主要構造部のうち、外壁・柱・小屋組・はり・屋根のいずれも独立して具備した家屋内に居住していることをいいます。）することをいいます。ただし、つぎのいずれかに該当する場合は別居とみなします。 (ア) マンション等の集合住宅で、各戸室の区分が明確な場合（賃貸・所有の別を問いません。） (イ) 同一敷地内であっても別家屋での居住の場合 (ウ) 二世帯住宅であっても、お互いの居住空間が廊下や階段などでつながっておらず、一旦外に出て行き来をする場合
配偶者	婚姻の相手方をいいます。（婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。ただし、婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。）
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
用途・車種	ナンバープレート上の分類番号、色等にもとづき当会が定めた自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車、自家用（小型・軽四輪）貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

I 契約締結前にご確認いただく事項

1. 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み **契約概要**

基本となる補償、自動的にセットされる特約等、任意にセットすることができる特約等は次のとおりです。

	基本となる補償	自動的にセットされる特約等	任意にセットすることができる特約等	その他の主な特約等
自身の補償	人身傷害補償 〈任意に付帯できます〉	無共済車傷害補償 自損事故傷害特約 〈人身傷害補償を付帯しない場合にセットされます〉 被害者救済費用等補償特約	人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約 人身傷害に関する交通事故危険補償特約 搭乗者傷害特約 〈四輪自動車でも人身傷害補償を付帯しない場合にセットされます〉	〈自動セット〉 他車運転危険補償
相手方への賠償	対人賠償 対物賠償 (対物超過修理費用補償)			〈任意セット〉 マイバイク特約 自転車賠償責任補償特約
お車の補償	車両損害補償 一般補償 エコノミー + 補償額限定車両損害補償特約 ワイド エコノミーワイド	付随諸費用補償	新車買替特約 地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約 車両損害の無過失事故に関する特約 ※車両損害補償の特約のセットについてはP.7～8をご参照ください。	弁護士費用等補償特約 交通事故危険補償特約

②契約できる自動車 契約概要

マイカー共済に加入できる自動車は、自動車検査証（以下「車検証」^{※1}）の「自家用・事業用の別／適否」欄に「自家用」と記載があり、家庭用に使用する自動車に限ります。車検証の「自動車の種別」「用途」「最大積載量」「車体の形状」欄に記載されている項目等により、右表に該当する場合にマイカー共済に加入いただけます。

- ※1 250cc以下の自動二輪の場合は軽自動車届出済証、125cc以下の原付自転車の場合は標識交付証明書になります。
- ※2 「車検証」の「車体の形状」欄に「車いす移動車」「身体障害者輸送車」の記載があるものに限りません。
- ※3 「車検証」の「車体の形状」欄に「ダンプ装置」の記載があるものは加入いただけません。
- ※4 「車検証」の「車体の形状」欄に「キャンピング車」の記載があるものに限りません。

用途・車種	基本補償	車両損害補償
普通・小型乗用車	○	○
普通・小型特種用途自動車（8ナンバー） ^{※2}	○	○
軽四輪乗用車	○	○
小型貨物車 ^{※3}	○	○
	最大積載量 2t以下	最大積載量 2t以下
軽四輪貨物車	○	△ ダンプ装置のあるものを除く
軽四輪特種用途自動車（8ナンバー） ^{※2}	○	○
普通貨物車 ^{※3}	○	△ 最大積載量 0.5t以下
キャンピング車 ^{※4}	○	×
二輪自動車	○	×
原付自転車	○	×

※○：付帯可、△：制限あり、×：付帯不可

③契約できない自動車 契約概要

次の①から⑦のいずれかに該当する自動車は、被共済自動車とすることはできません。

- | | |
|---|------------------------------------|
| ①乗用車で乗車定員が10名を超える自動車 | ②貨物車で最大積載量が2tを超える自動車 |
| ③ダンプカー（ただし、ダンプ装置のある軽四輪貨物車は除きます） | ④法令に定める規格以外に改造された自動車 ^{※1} |
| ⑤有償でもしくは貨物を運送することのある自動車 ^{※2} | |
| ⑥危険物を積載することのある自動車または危険物を積載した被けん引自動車をけん引することのある自動車 | |
| ⑦車検証記載の所有者が法人名義（ローン購入またはリース契約による法人名義のものは除く）の自動車 | |

- ※1 法令に定める規格以外に改造された自動車とは、「道路運送車両の保安基準」に違反して改造された自動車をいいます。
- ※2 白タク、白トラ、運転代行業の使用自動車のことをいいます。

2. 基本となる補償および補償される運転者の範囲等

①基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償は、次のとおり構成されています。

	基本となる補償	共済金をお支払いする主な場合	共済金をお支払いしない主な場合
自身の補償	人身傷害補償	被共済自動車に搭乗中の事故等によりけがをして、死亡した場合、後遺障がいが生じた場合、入院または通院した場合の損害について、被共済者1名につきそれぞれ原則として人身傷害補償共済金額を限度に共済金をお支払いします。 [*]	●被共済者の故意または重大な過失によってその本人に生じたけがによる損害または傷害 ●無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合にその本人に生じたけがによる損害または傷害 等
相手方への賠償	対人賠償	被共済自動車を運転中の事故等により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、被害者1名につきそれぞれ共済金額を限度に対人賠償共済金をお支払いします。 なお、自賠責共済（保険）により支払われるべき金額を超える部分に限ります。	●契約者、主たる被共済者または被共済者の故意によって生じた損害 ●被共済自動車を運転中の方の父母・配偶者・お子さま等の生命または身体が害されたことにより、被共済者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害 等
	対物賠償	被共済自動車を運転中の事故等により、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、原則として共済金額を限度に共済金をお支払いします。 なお、自己負担額を設定した場合には、損害賠償額から自己負担額を差し引いてお支払いします。	●契約者、主たる被共済者または被共済者の故意によって生じた損害 ●被共済自動車を運転中の方の父母・配偶者・お子さま等の所有・使用または管理する財物が損害を受けたことにより、被共済者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害 等
お車の補償	車両損害補償	衝突、接触等の事故により被共済自動車に損害が生じた場合に、損害額（修理費等）から自己負担額を差し引いた金額について、共済金額を限度に車両共済金をお支払いします（全損の場合は自己負担額を差し引かずにお支払いします）。	●契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害 ●欠陥・摩滅・腐し・よけ・さび、その他自然の消耗、故障損害 ●取り外された部分品・付属品に生じた損害、定着されていない付属品の単独損害、タイヤの単独損害 ●無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合に生じた損害 等

※人身傷害補償について主たる被共済者、その配偶者、主たる被共済者およびその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子は、歩行中や被共済自動車以外の自動車に乗車中の自動車事故により死傷した場合も補償の対象となります（「人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約」をセットした場合を除きます）。

（注）上記の共済金以外に、事故によって発生する費用のうち共済金としてお支払いするものがあります。また、基本となる補償ごとに被共済者を定めています。

(2)自己負担額 注意喚起情報

対物賠償および車両損害補償には、自己負担額を設定することができます。
契約の自己負担額については、加入申込書の自己負担額欄でご確認ください。

(3)主な特約の概要 契約概要

特約には、次の2種類があります。

- ①自動セット特約：契約時のお申し出にかかわらず、契約条件に応じて自動的にセットされる特約
- ②任意セット特約：契約時にお申し出があり、交運共済が引き受ける場合にセットされる特約

例) ●任意セット特約：地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約

車両損害補償の補償タイプが一般補償またはエコノミーワイド（危険限定車両損害補償特約）の場合に契約いただける特約です。地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被共済自動車全損^{*}になった場合、車両共済金額にかかわらず、一律50万円をお支払いします（車両共済金額が50万円を下回る場合はその金額をお支払いします）。

※地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金における「全損」とはこの特約で定める「全損」の条件に該当する場合をいいます。

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって全損と判定する主な条件

(例)

- 被共済自動車が津波によりシートの座面を超える浸水を被った場合
- 被共済自動車が津波により流失し発見されなかった場合
- 被共済自動車が全焼した場合
- 建物倒壊等によって被共済自動車が建物の下敷きになるなどして、ルーフ、ピラー、ガラスに所定の大きな損害が生じた場合 など

●任意セット特約：車両損害の無過失事故に関する特約

「もらい事故」等で過失のない車対車の事故による車両損害補償の共済金のお支払いについて、次のア、イの条件をいずれも満たす場合、事故件数に数えない取り扱いとする特約です。

ア. 次のa、bのいずれかの場合に該当すること

- a. 相手自動車の「追突」、「センターラインオーバー」、「信号無視」または「駐停車中の被共済自動車に相手自動車が衝突または接触」による事故において、被共済自動車の所有者および被共済自動車を使用または管理していた方に過失がなかったと全労済が判断した場合。
- b. 被共済自動車の所有者および被共済自動車を使用または管理していた方に過失がなかったことが確定した場合。

イ. 相手自動車について、次のa、bの事項がいずれも確認されること

- a. 登録番号、車両番号、標識番号または車台番号
- b. 車対車事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称

(4)共済金額の設定 契約概要

共済金額は、補償の種類ごとに決めるものと、あらかじめ決まっているものがあります。実際にご契約される共済金額については、加入申込書の共済金額欄、ご契約のしおり・契約規定等でご確認ください。

(5)補償される運転者の範囲 契約概要 注意喚起情報

補償の対象となる運転者は運転者限定特約、運転者年齢条件により、範囲を限定することができます。被共済自動車を運転される方の範囲にあわせて、補償の対象となる運転者の範囲を設定してください。

		運転者の範囲			
		①	②	③	④
		主たる被共済者 または配偶者	①の同居のご親族	①の別居の 未婚のお子さま	①～③以外の方
運転者 限定特約	なし	○	○	○	○
	本人・配偶者限定	○	×	×	×
運転者年齢条件		運転者年齢条件を適用します。			運転者年齢条件を 適用しません。

●本人・配偶者限定特約

運転する方を運転者本人・配偶者に限定した場合は、限定された方が被共済自動車を運転中の事故に限り、共済金をお支払いします。

●運転者年齢条件

運転者年齢条件（年齢問わず補償、21歳以上補償、26歳以上補償、35歳以上補償）を設定した場合は、運転者年齢条件を満たす方が被共済自動車を運転中の事故に限り、共済金をお支払いします。

※④の方であっても、①から③のいずれかの方の業務に従事する使用人の場合は、運転者年齢条件を適用しますのでその方も含めて運転者年齢条件を設定してください。

●子供特約

主たる被共済者およびその配偶者の子どもが運転する場合、子どもの運転年齢条件を設定することで、指定している運転者年齢条件を変更せずに、子どもを補償の対象に追加できます。

子どもの運転年齢条件	この特約が付帯できる運転者年齢条件
(1)年齢問わず補償	21歳以上、26歳以上、35歳以上
(2)21歳以上	26歳以上、35歳以上
(3)26歳以上	35歳以上

(6) 共済期間（契約期間）および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

共済期間（以下「契約期間」といいます）は契約の効力開始日の属する月の翌月1日から1年間です。ただし、効力開始日からその月の末日までの期間も契約期間とみなします。
※上記ただし書きは継続契約、中途更改による新たな契約、中途付帯契約には適用しません。

(7) 契約の効力開始日

注意喚起情報

① 支払方法「口座振替」の場合

交運共済での加入申込受付および加入審査後、特に指定がない場合は、交運共済での受付日の翌日午前零時から補償が開始されます（郵送加入の場合は消印日の翌日午前零時を効力開始日として補償が開始されます。ただし、効力開始日の記載がなく消印日も不明な場合は、交運共済での受付日の翌日午前零時を効力開始日として補償が開始されます）。

※効力開始日を指定された場合でも、消印日が指定された効力開始日以降の場合は、消印日（または交運共済受付日）を優先し、その翌日午前零時を効力開始日とします。

※交運共済が指定する日までに初回掛金の引き落としがされない場合は、契約を無効（不成立）とし、効力開始以後の事故についても共済金をお支払いしません。

② 支払方法「郵便振替」の場合

交運共済での加入申込受付および加入審査後、特に指定がない場合は、初回掛金相当額の払い込まれた日の翌日午前零時から補償が開始されます。

※契約承諾の通知は共済契約証書の発行に代えさせていただきます。

3. 掛金の決定の仕組みと払込方法等

(1) 掛金の決定の仕組み

契約概要

掛金は、補償内容、運転者の範囲、被共済自動車の用途・車種などのほかに、主に以下の要素等により決定されます。実際にご契約される掛金については、加入申込書の掛金欄でご確認ください。

等級別掛金率	掛金は1-5等級から22等級までの区分、事故有係数適用期間により掛金が割引・割増される仕組みです（原付自転車を除きます）。この仕組みでは、共済金をお支払いする事故の有無、事故内容、事故件数等により、継続契約の等級および事故有係数適用期間が決定されます。 初めてご契約される場合は、6等級となり、運転者年齢条件に応じた割増率が適用されます。また、事故有係数適用期間は0年となります。
主たる被共済者年齢区分	運転者年齢条件が26歳以上補償または35歳以上補償の契約に適用されます。契約期間の開始日における主たる被共済者の年齢に応じた区分が適用されます。
型式別掛金クラス	普通乗用車・小型乗用車の基本補償・車両損害補償について、自動車の型式ごとの事故発生状況等に基づき決定された掛金クラスを適用する仕組みです。掛金クラスは1～9クラスの9段階で、年1回見直しを行います。
各種割引	被共済自動車・契約条件によって、割引が適用されます。 ハイブリッド車割引・福祉車両割引・AEB割引・新車割引・複数契約割引・セカンドカー割引

(2) 掛金の払込方法

契約概要

注意喚起情報

掛金の払込方法は、「月払い」と「年払い」があり、いずれの場合も口座振替による掛金の払い込みができます（「年払い」は現金または郵便振替による払い込みも可能です）。交運共済の他の契約ですでに掛金口座振替を利用されている場合は、同一の金融機関口座より振り替えさせていただきます。

(3) 掛金の払込猶予期間等の取り扱い

注意喚起情報

掛金は払込期日までに払い込みください。掛金の払込方法が口座振替の場合、払込期日の翌日から2ヵ月間*の猶予期間がありますが、猶予期間を過ぎても掛金の払い込みがないときは、事故が発生しても共済金をお支払いしません。また、契約を解除する場合があります。

※新規契約の場合の猶予期間は払込期日の翌日から1ヵ月間となります。

(4) 割り戻し金

契約概要

この共済に割り戻し金はありません。

Ⅱ 契約締結時にご注意いただく事項

1. 告知義務（加入申込書の記載上の注意事項）

注意喚起情報

契約者・主たる被共済者には、契約の締結に際し、交運共済が重要な事項として告知を求めた事項（告知事項）に回答いただく義務（告知義務）があります。告知内容が事実と反していた場合には、掛金の追徴・返還や、契約が解除され、共済金のお支払いができないことがあります。（特に、お申込後、自動車保険情報交換制度によって、お申し出の際の等級と、調査後の等級が異なることが判明した場合など）

<主な告知事項>

主たる被共済者・生年月日	被共済自動車の所有者であって、かつ契約者およびその配偶者ならびにそれぞれの同居の親族のうち、主たる被共済者として設定した方。補償の対象となる方の範囲を決めるための重要事項となります。また、主たる被共済者の生年月日もお知らせください。主たる被共済者の年齢によって、掛金が異なる場合があります。
前契約の有無 事故の有無・件数	前契約がある場合、その引受保険会社等、保険期間、等級、事故有係数適用期間および事故の有無・件数についてご申告ください。

Ⅲ 契約締結後にご注意いただく事項

1. 通知義務等

注意喚起情報

契約者または被共済者には、通知事項に変更が生じた場合に、遅滞なくご通知いただく義務があります。通知事項とは加入申込書において☆印がついている項目のことです。通知事項の変更について遅滞なくご通知いただけない場合には、契約を解除したり、事故の際に共済金をお支払いできない場合がありますので、充分ご注意ください。

<主な通知事項>

・被共済自動車の用途・車種または登録番号（車両番号、標識番号）を変更した場合。

また、契約後、次の事項が発生する場合には、契約内容の変更等が必要となりますので、ただちに交運共済までご通知ください。

・ 共済契約証書記載の住所を変更するとき	・ 契約者または主たる被共済者を変更するとき
・ 被共済自動車を譲渡するとき	・ 運転者の範囲（運転者の限定、運転者年齢条件）を変更するとき
・ 自動車の買い替え等により、被共済自動車を入れ替えるとき	・ 上記のほか、特約の追加等契約条件を変更するとき

2. 共済契約の自動継続に関する特約

契約概要

共済掛金口座振替特約が付帯されている場合、「共済契約の自動継続に関する特約」が自動的にセットされます。なお、契約規定の改正があったときには、更新日における改正後の契約規定による内容で、契約更新します。

共済契約証書に「共済契約の自動継続に関する特約」を適用することが記載されている場合、契約満了日までに、交運共済または契約者のいずれか一方から別段の意思表示がない場合、契約は契約期間の満了日の内容と同一内容で継続されます。ただし、エコノミーワイド+補償額限定車両損害補償特約、新車買替特約、新車割引、複数契約割引の適用、車両共済金額等については契約内容が変更となる場合があります。

3. 解約返戻金

契約概要

注意喚起情報

契約を解約する場合は交運共済までご連絡ください。なお、解約に際しては掛金のうち未経過共済期間にかかる部分について解約返戻金としてお支払いできる場合があります。詳しくは交運共済までお問い合わせください。

4. ご契約の中断制度について

注意喚起情報

被共済自動車の廃車、譲渡、リース業者への返還、車検切れ、盗難、主たる被共済者の海外渡航等に伴い、一時的に契約を中断する場合は、中断後の新たな契約に対して、中断前の契約や事故件数等に応じた所定の等級および事故有係数適用期間を適用することができますので、交運共済にご連絡ください。契約の中断日（契約の解約日または満期日）の翌日から13ヵ月以内にご連絡がない場合は、この制度をご利用いただけません。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1. 補償の重複

注意喚起情報

1. 次の補償または特約（以下「補償等」といいます）をご契約される場合、同様の補償等をご契約されているときは、補償が重複することがあります。なお、交済共済の契約以外（損保等）に同様の補償等をご契約されている場合もご注意ください。

<補償が重複する可能性がある補償等（例）>

マイカー共済	重複する可能性があるマイカー共済の補償等（商品）
人身傷害補償	○2台目以降のマイカー共済の人身傷害補償 歩行中の補償等が重複することがあります。「人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約」を付帯することで、「被共済自動車に乗車中の事故」に限定することができます。
交通事故危険補償特約	○2台目以降のマイカー共済の交通事故危険補償特約
マイバイク特約	○2台目以降のマイカー共済のマイバイク特約
弁護士費用等補償特約	○2台目以降のマイカー共済の弁護士費用等補償特約
自転車賠償責任補償特約	○2台目以降のマイカー共済の自転車賠償責任補償特約

※無共済車傷害、他車運転危険補償は、補償が重複する場合がありますが、自動付帯のため除外して契約いただくことはできません。

2. 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの契約からも補償されますが、いずれか一方の契約からは共済金が支払われない場合があります。
3. 上記の補償または特約を1契約のみにご契約されている場合、その契約が解約されたときやご家族の状況等が変わったときは、補償されないことがありますので、ご注意ください。

2. お客さまに関する個人情報の取り扱いについて

注意喚起情報

個人情報保護に関する事項

交済共済は、組合員・ご契約者の皆さまにより良い共済商品・サービスを提供させていただくため、組合員・ご契約者の皆さまに関する情報を収集させていただいております。これら組合員・ご契約者の皆さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務に利用します。あわせて、保障に関する情報のご提供、当生協の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。

個人情報保護方針

交済共済は、今日まで組合員・ご契約者の皆さまに関する個人情報管理について厳重な管理を行ってまいりましたが、更に皆さまからご信頼をいただけるよう個人情報の取扱いについて、個人情報保護法をはじめ関係する法令等を遵守し、必要な管理体制のもと情報の正確性・機密性・安全性の継続確保に努めます。

1. 情報の収集・利用目的

交済共済では、組合員・ご契約者の皆さまに、より良い商品・各種サービスを提供し、契約の締結および維持管理のために必要最低限の情報を収集させていただいております。

お預かりした個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持、共済金等のお支払い、その他商品・各種サービスのご案内など当生協の共済事業および付随する業務の目的のために利用させていただきます。

なお、契約申込書やアンケート等により、組合員・ご契約者の皆さまに任意の情報提供をお願いする場合は、その利用目的を明示します。

2. 収集する情報の種類

組合員の会社名、加盟組合、所属機関等の組合員情報ならびに組合員・ご契約者の住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、その他共済契約の締結、共済金のお支払い等に必要となる情報について収集します。

3. 情報の管理

組合員・ご契約者よりお預かりした個人情報は、正確・最新なものになるよう適切な措置を講じています。また、組合員・ご契約者の情報への不正アクセスなどを防止するため必要な措置を講じ情報の保護に努めています。

なお、加盟組合ならびに事業者等に業務委託を行う場合も当生協が責任をもって業務委託先に対し、必要かつ適切な監督を行い目的外の利用を行わせないものとします。

4. 情報の提供

組合員・契約者等の個人情報は、交済共済の業務上必要がある場合のみ利用し、以下の場合を除き取得した情報を第三者に提供することはありません。

- (1)ご本人が了解・同意がある場合
- (2)法令により必要と判断される場合

- (3)公共または組合員・ご契約者の利益のために必要と考えられる場合
- (4)情報の利用目的のために業務を委託する場合
- (5)業務提携先等との間で、交運共済が保有する共済契約等に関する所定の情報（以下、「個人データ」といいます。）を共同して利用させていただく場合で、以下のことをあらかじめご本人に通知し、またはご本人が容易に知り得る状態に置いているときには、個人情報保護法にもとづき第三者への提供には該当しないものとします。
 - ①共同利用する旨
 - ②共同して利用される個人データの項目
 - ③共同して利用する者の範囲
 - ④利用する者の利用目的
 - ⑤当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称

5. 共同利用

交運共済では、契約者の皆さまが所属されている加盟組合（労働組合）等との間で、労働者共済福祉活動の普及に関わる各種商品、各種サービスのご案内などや共済契約の締結・維持管理および共済金のお支払いなどに関わる事務手続を円滑にするために、次の交運共済が保有する個人データを加盟組合（労働組合）等と共同して利用させていただいています。

【共同利用事項】

交運共済と加盟組合（労働組合）等が共同利用する保有個人データは、次の項目です。会社名、所属組合、所属機関名（機関番号）、職場番号、組合員番号、氏名、住所、電話番号、生年月日、性別などの組合員管理に必要な基本データおよび契約・給付管理に必要な基本データ。

6. 情報の開示・訂正等のご請求

組合員・ご契約者からご自身の個人情報について開示・訂正のご依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由のない限り回答・訂正いたします。
以上の件についてのお問い合わせ窓口は、交運共済本部 ☎ 03-5377-3180 までお願いいたします。

個人情報の共同利用について

交運共済は共済契約の締結または共済金の請求に際して行われる不正行為を排除するため、以下の目的のために（一社）日本損害保険協会を通じ、損害保険会社等との間で個人データを共同利用しております。①前契約の適用等級・共済（保険）事故の有無および事故発生の際に関係する事項の確認、②被共済者・被害者利便のための自賠償共済・保険を含めて共済金の一括支払業務、③共済金請求に際して不正・不当な請求歴確認業務のため、事故状況および共済金のご請求内容等に関するデータ。

また再共済（保険）の締結、再共済（保険）金の受領等のため、再共済（保険）の取引先に対して契約上必要な個人情報を共同利用しております。

さらに交運共済では、お客さまが希望されない場合を除き、①契約者利便のための車検切れ防止対策、②契約車両の保安管理対策としての車検・法定点検整備・修理等のサービス案内を目的として、契約引受団体である全労済と個別に協定書を締結して全労済指定整備工場協議会に加盟する自動車整備工場との間で、共済契約者・主たる被共済者の氏名・住所、車両登録番号、車台番号、車名、車検満了日等の個人データを共同利用しております。

これらの目的以外の目的のために、個人情報を共同利用することはありません。

新しく組合員になられる方へ

◎出資金について

交運共済は消費生活協同組合法に基づき、非営利で共済事業を営む生活協同組合です。JR各社並びにJR関連会社とその退職者であればどなたでも組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員になられる方には、生活協同組合運営のために出資（2口100円）をお願いしています（出資金は1口50円です）。

定款・組合員及び出資金に関する条文抜粋

組合員の資格

- 第6条 この組合の区域内に勤務する者は、この組合の組合員になることができる。
2 この組合の区域の附近に住所を有する者または当該区域内に勤務していた者で、この組合の事業を利用することを適当とするものは、この組合の承認を受けて組合員となることができる。

届出の義務

- 第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、またはその氏名もしくは住所その他規則で定める事項に変更があったときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

自由脱退

- 第10条 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

法定脱退

- 第11条 組合員は、次の事由によって脱退する。
(1) 組合員たる資格の喪失
(2) 死亡
(3) 除名

除名

- 第12条 この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
- (1) 1年間この組合の事業を利用しないとき
 - (2) この組合の事業を妨げ、または信用を失わせる行為をしたとき
- 2 前項の場合において、この組合は総代会の会日の5日前までに除名しようとする組合員にその旨通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- 3 この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

出資1口の金額及びその払込み方法

第15条 出資1口の金額は50円とし、全額一時払込みとする。

苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

1. 苦情のお申し出先について

交運共済では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。

交運共済に対するご相談・ご不満などがございましたら、お近くの交運共済までご連絡ください。

2. 裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、全労済で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の各センターをご利用いただくことができます。

自動車事故の賠償にかかわる申し立て

■公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

日弁連交通事故相談センターは全国の弁護士が協力する交通事故専門の相談所で、弁護士による交通事故相談・示談斡旋・審査を無料で行っています。

■公益財団法人 交通事故紛争処理センター

事故に遭われた当事者の面接相談をとおして、弁護士や法律の専門家による交通事故の相談・和解の斡旋、審査を行います。

※日弁連交通事故相談センター・交通事故紛争処理センターの設置場所および連絡先は、「ご契約のしおり」の巻末をご覧ください。

自動車事故の賠償にかかわらない申し立て

■一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

苦情などのお申し出につきまして、全労済で解決に至らなかった場合、第三者機関として右記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。

なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

電話 03-5368-5757

受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝日・年末年始除く)

※ただし自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。